

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、介護保険事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 なお、申請、届出等は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能及び北海道電子申請サービスで受領する。 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 北海道電子申請サービス

2. 特定個人情報ファイル名

(1)資格ファイル(2)認定ファイル(3)受給ファイル(4)給付ファイル(5)賦課ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第100の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161項 【情報照会】131, 132項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒061-1498 恵庭市京町1番地 総務部情報政策室情報政策課 電話0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒061-1498 恵庭市京町1番地 保健福祉部 介護福祉課 電話0123-33-3131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「Ⅳ リスク対策」を追加	—	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(Ⅰ－5－②)評価実施機関における担当部署②所属長→所属長の役職名	竹内 春実	介護福祉課		様式の変更による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二	番号法 第19条第8号 別表第二		番号法改正による号ズレの修正。
令和5年3月20日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	申請、届出等の受領方法について記載なし	申請、届出等は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能及び北海道電子申請サービスで受領する旨を追記		サービス検索・電子申請機能及び北海道電子申請サービスの利用に伴う変更
令和5年3月20日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 北海道電子申請サービス		サービス検索・電子申請機能及び北海道電子申請サービスの利用に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一68項	・番号法第9条第1項 別表第100の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法 第19条第8号 別表第二 【情報提供】1・2・3・4・6・26・30・33・39・42・56の2・58・61・62・80・87・90・94・95・117項 【情報照会】93・94項	番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161項 【情報照会】131, 132項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	Ⅳ8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	Ⅳ11 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加